《 事務所ニュース　2018年 10 月号 》

岩 崎 社 会 保 険 労 務 士 事 務 所　特定社会保険労務士 岩 崎 健 志

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101　TEL / FAX　０４－７１０３－８２５２
URL ： http://kashiwa-iwasaki-sr.com　E-mail：info@kashiwa-iwasaki-sr.com

健康保険被扶養者の手続き変更について

平成３０年１０ 月１日から健康保険の被扶養者認定が厳格化されます。日本年金機構から実務的な取り扱いが公開されました。被扶養者として認定を受ける家族の続柄や年間収入を確認するため必要となる添付書類（戸籍謄本等）を具体的に示す一方、「添付の省略ができる場合」が以下のように示されています。

●添付の省略ができる場合

①続柄の確認（次のいずれにも該当するとき）

・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること

・戸籍謄(抄)本または住民票により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を事業主が届書に記載していること

②収入の確認

・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を事業主が届書に記載しているとき

・１６ 歳未満のとき

③仕送りの事実と仕送り額の確認

・１６ 歳未満のとき　・１６ 歳以上の学生のとき

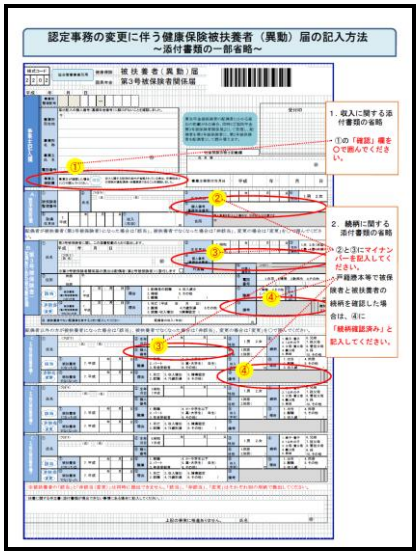

今後、マイナンバーの記載が徹底されていく模様です。

地域最低賃金の改定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成３０年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。

これにより千葉県の最低賃金は、平成３０ 年１０ 月１ 日から８９５円に引き上げられます。

◆　最低賃金の適用範囲

常用・臨時・パート・アルバイト等の属性、性別、国籍、年齢の区別なく、すべての労働者に適用されます。

また、派遣中の労働者については、派遣先の事業所に適用される最低賃金が適用されます。

◆　最低賃金に算入されない主なもの

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当

②所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当

③臨時に支払われる賃金

④賞与等１ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

千葉県近郊の改正状況は以下の通りです。

平成３０年１０月１日発効　（単位：円）

都道府県	３０年度	２９年度	引き上げ額
埼　玉	８９８	８７１	２７
千　葉	８９５	８６８	２７
東　京	９８５	９５８	２７

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行